

意見書案第 27 号

令和 4 年 9 月 27 日提出

令和 4 年 9 月 27 日可決

提出者 市議会議員 阿部 忠幸
同 笠原 久
同 角田 修一

マイナンバーカードを用いた保険証の利用負担軽減を求める意見書

令和 4 年度診療報酬改定により 4 月 1 日からマイナンバーカードの保険証（以下「マイナ保険証」という。）対応システムを導入済みの医療機関や薬局を利用した際、マイナ保険証でも従来の保険証利用でも診療報酬が加算されるようになった。

マイナ保険証の対応システムが導入されていない医療機関等では追加負担は生じないという状況にもかかわらず、マイナ保険証利用の場合では、患者の窓口負担（3割）に初診で21円、再診12円、調剤9円が加算され、また、従来の保険証利用でも初診9円、調剤3円の加算となっている。

これについては、既に、10月から初診ではマイナ保険証利用で6円（-15円）、従来の保険証利用で12円（+3円）、調剤については、マイナ保険証利用で3円（-6円）、従来の保険証利用で9円（+6円）、また、再診時の加算は廃止とする決定がされている。

しかしながら、マイナ保険証導入により患者自身が健診や薬剤情報の確認、医師との情報共有など、よりよい医療や健康管理につながるメリットはあるものの、診療報酬加算そのものの説明も不十分であるため、追加加算の理解が十分にされないまま患者負担の増につながっているものである。さらに、従来の保険証利用者は、単に、追加負担が生じている状況である。

よって、国においては、マイナ保険証利用のメリットについて丁寧な周知、広報の取組を進めるとともに、加算措置についてさらなる負担軽減に向けた取組の強化を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明